

# 「学校いじめ防止基本方針」

江南市立藤里小学校

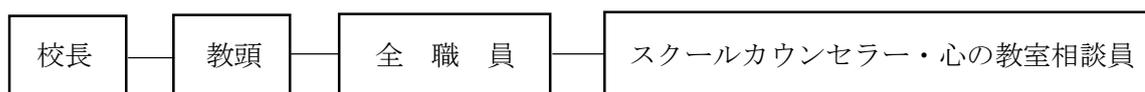
## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・ 未然防止の基本として、児童生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。

## 2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は全職員で構成する。必要に応じてスクールカウンセラー、心の教室相談員を加える。



## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア すべての児童が参加・活躍できる授業づくりのために、授業改善・規律の徹底を図る。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 地域の方々との交流、異学年での交流の機会を設け、人間関係づくりに努める。
- エ 障がい者理解・国際理解を含めた人権教育・福祉教育の充実を図る。
- オ ネットいじめの加害者・被害者とならないよう情報モラル教育を実施する。
- カ 学年通信・学校ホームページ等によるいじめ防止の啓発を含めた情報発信を行う。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 毎週金曜日の全職員による打合せで、いじめ・不登校、その他指導に配慮が必要な児童の情報の共通理解を図るようにする。
- イ 毎週木曜日の通学班下校の際に、通学班の登下校の様子を担当職員が把握するようにする。  
また、毎月、通学班長会、毎学期、通学班集体会を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ウ 年間2回、教育相談週間を設け、事前アンケート及び相談からいじめを早期発見できるようにする。
- エ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ 心の教室相談員、スクールカウンセラー、養護教諭と担任との連携によりいじめの早期発見に努める。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したり、通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手だてや役割分担を協議する。また、市教委へ連絡をする。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 全職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、警察署、児童相談センター等の関連機関との連携のもとで対応する。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校生活アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

## 【重大事態対応フロー図】

### <いじめの疑いに関する情報>

- 「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめの疑いに関する情報の収集と記録，共有
- いじめの事実の確認を行い，結果を設置者へ報告

### <重大事態の発生>

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - （ア） 「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
  - （イ） 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査に着手）
- ※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」

### <学校の設置者が，重大事態の調査の主体を判断>

#### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと，以下のような対応にあたる

##### ● 学校の下に，重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

##### ● 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても，事実をしっかり向かい合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

##### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について，情報を適切に提供（適時・適切な方法で，経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし，いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケート結果は，いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

##### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添える。

##### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ，再発防止に向けた取組を検討し，実施する。

#### 学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと，資料の提出など，調査に協力

〈取組の年間計画〉

R2, 7 修正版

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P D ↓				
5月				○通学班集体会 ○いじめ相談窓口の児童，保護者への周知	
6月			○学級開き，学年開き ○学び集会（授業規律）	○通学班長会 ○発育測定	
7月	C A ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○いじめ・不登校対策委員会		○教育相談週間 ○通学班集体会	○学校ホームページで「学校いじめ防止基本方針」の説明
8月					○個人懇談会
9月				○通学班長会 ○発育測定	
10月	C A ↓		○福祉実践教室	○通学班長会	○授業参観
11月				○教育相談週間 ○通学班長会	
12月		○いじめ・不登校対策委員会	○人権教室 ○情報モラル指導（ネットモラル） ○なかよし集会（異学年交流）	○通学班集体会	○個人懇談会 ○学校生活アンケート
1月	C A ↓	○年度末反省会		○通学班長会 ○発育測定	
2月		○いじめ・不登校対策委員会		○通学班長会	○授業参観
3月		○次年度への取組・改善案の作成		○通学班長会 ○通学班集体会	
通年	C A		○学校ホームページ・学年通信等による未然防止	○毎週金曜日の全職員による打合せ（いじめ・不登校に関する情報交換）	○あいさつ運動（月1回）